

# 緊急通報装置の貸出し

## 内 容

24時間 急病や災害などの突発的な事態に対応し、生活不安を解消するために、装置を貸出します

## 利用できる人

おおむね65歳以上のひとり暮らしの人など

## 設置内容

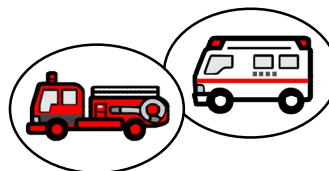
- 自宅の電話機に緊急通報装置を取付けます
- ペンダント型のワイヤレス通報装置も貸出します
  - ※ 非常事態が起きたとき、緊急通報装置の非常ボタンかペンダントのボタンを押すと、緊急通報センターへ通報されます
- 火災の熱探知機もセットで取付けます

緊急通報装置



## 利用者負担

- 電池代・一般通話料
  - ※ 緊急通報装置の設置工事費用及び使用料は町で負担します



注意1： 緊急通報センターは太田市消防本部通信指令室内にあります

注意2： 申請書には、民生委員さんに記入して頂く欄があります

問合せ先 高齢介護課 62-2121（内線743）  
（保健福祉総合センター 2番の窓口）

# 熱中症計の貸出し

## 内 容

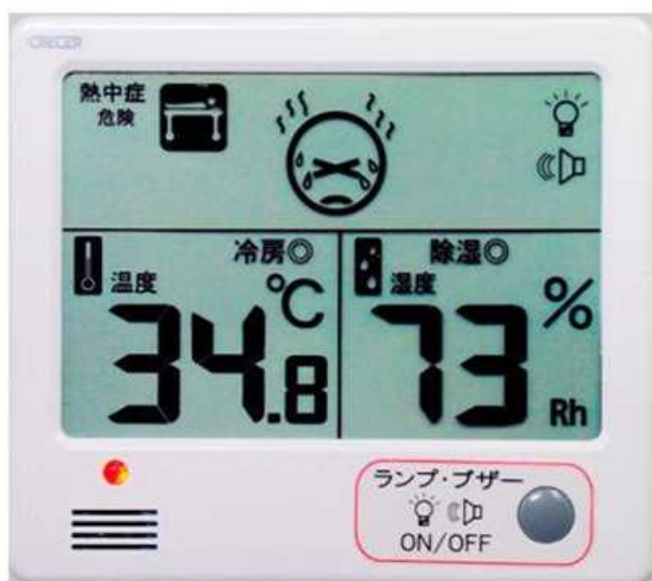
熱中症予防のため、熱中症計を貸出します

## 利用できる人

75歳以上の人のみで構成されている世帯

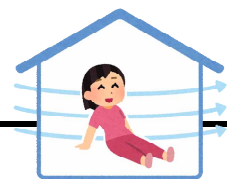
## 利用者負担

電池代



問合せ先 高齢介護課 62-2121 (内線743)  
(保健福祉総合センター 2番の窓口)

# 冷房器具購入費の補助



## 内 容

熱中症の事故を未然に防ぐため、冷房器具の購入や設置にかかる費用の一部を補助します

## 利用できる人

町内に1年以上在住している、以下のすべてに該当する人

- ① 70歳以上の人のみで構成されている世帯
- ② 冷房器具を初めて設置する人又は設置から10年以上経過した冷房器具を新たに買い替える人  
※ 設置年数が不明な場合は、職員が本体の製造年を確認します
- ③ 世帯全員の市町村民税が非課税の人
- ④ 世帯全員が町税及び介護保険料の滞納がない人
- ⑤ 世帯全員が冷房器具購入費の補助を受けていない人



## 補助金の額

対象経費の2分の1で、上限4万円

- ※ 大泉町内の店舗での購入が対象です
- ※ 大泉スタンプ加盟店共通のスタンプ商品券で交付します

注意1： 購入・設置前に、申請が必要です

注意2： 大泉町内の店舗で購入する器具が対象です

問合せ先	高齢介護課	62-2121 (内線743)
	(保健福祉総合センター	2番の窓口)

# 住宅改修費の補助

## 内 容

日常生活の利便性と生活の質の向上を図るため、住宅改修費の一部を補助します

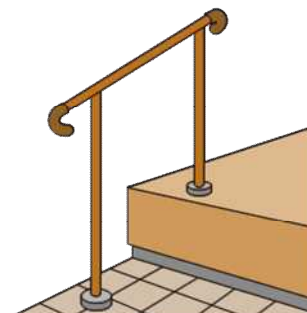
## 利用できる人

住宅の改修が必要と認められる、以下のすべてに該当する人

- ① 町内に在住する60歳以上の人
- ② 世帯全員の市町村民税が非課税の人
- ③ 世帯全員が介護保険法における要支援者又は要介護者ではない人
- ④ 世帯全員が介護サービスの住宅改修費の支給を受けていない人
- ⑤ 世帯全員が町税及び介護保険料の滞納がない人

## 住宅改修の範囲

- 手すりの取付け
- 床段差の解消
- 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更
- 引き戸等への扉の取替え
- 洋式便器等への便器の取替
- その他



## 補助金の額

住宅改修費の5分の2で、上限20万円

※1世帯につき1回限り

問合せ先

高齢介護課

62-2121 (内線743)

(保健福祉総合センター 2番の窓口)

# 軽度生活の援助

## 内 容

軽易な日常生活上の作業等を行う際の費用の一部を補助します

## 利用できる人

日常生活上の援助が必要な、おおむね65歳以上のみの世帯で、世帯全員の市町村民税が非課税の人

## サービスの範囲

※町が委託するシルバー人材センター等の事業所が実施します

- 買物、家屋内の整理・整頓、その他の家事、外出時の援助
- 除草等
- 草刈り等
- 庭・生け垣・庭木等家周りの手入れ
- その他在宅のひとり暮らし高齢者等の生活支援に資する軽易な日常生活上の援助

## 利用者負担

1時間につき250円

※作業に機材等を使用する場合、その費用は自己負担となります

注意1：作業を依頼する前に、申請が必要です

注意2：非課税の確認をするため、毎年申請が必要です



問合せ先 高齢介護課 62-2121 (内線743)  
(保健福祉総合センター 2番の窓口)

# 給食サービス

## 内 容

ひとり暮らしをしている人等の食生活の安定を図り、地域とのふれあいを促進するために、定期的に食事を届けます

## 利用できる人

おおむね65歳以上の人のみで構成されている世帯で、身体的又は精神的機能低下等により、買い物が難しく、炊事が困難な人

## 利 用 日

月曜日から金曜日までの最大週5日

※ 土曜、日曜、祝日及び年末年始はお休み

## 利用者負担

1食につき200円

※ ひと月分をまとめて、翌月に社会福祉協議会職員が集金に伺います



## 注意

自転車や車の運転が  
ができ、買い物に  
行ける人は対象外です

東毛給食センター  
お弁当をお届けします!  
目替りメニューでお届けします! お昼の食事を栄養バランスのとれたお弁当にしてみませんか?  
1食あたり 400kcal  
宅配料込み 1食 515円  
おかず4ご飯  
ご注文は 東毛給食センター ☎0276-62-4181  
FAX.0276-62-7251

問合せ先

高齢介護課

62-2121 (内線743)

(保健福祉総合センター 2番の窓口)

# 特殊詐欺等対策機器の貸出し

## 内 容

特殊詐欺等の被害防止を図り、生活不安の解消及び市民の財産を守るため、特殊詐欺等対策機器を貸出します

## 利用できる人

おおむね65歳以上の人のみで構成されている世帯など

## 貸与機器

自動発報機能付き振り込め詐欺抑止装置

※ ご自宅の固定電話に取り付けることで、着信時に警告メッセージが流れ、会話内容を録音する装置です

## 貸出し期間

1年間

## 利用者負担

一般通話料

注意：  
緊急通報装置との併用はできません



～流れるメッセージ～

～♪～

この電話は、  
振り込め詐欺などの  
犯罪被害防止の  
ため、会話内容が  
自動録音されます。

～♪～

問合せ先 高齢介護課 62-2121 (内線743)  
(保健福祉総合センター 2番の窓口)